

平成29年9月28日付29春都政第355号

春日井市長付議

尾張都市計画用途地域の変更について

平成29年10月20日提出
春日井市市長 伊藤 太

29 春都政第 355 号

平成29年 9 月 28 日

春日井市都市計画審議会

会長 磯 部 友 彦 様

春日井市長 伊 藤



尾張都市計画用途地域の変更について（付議）

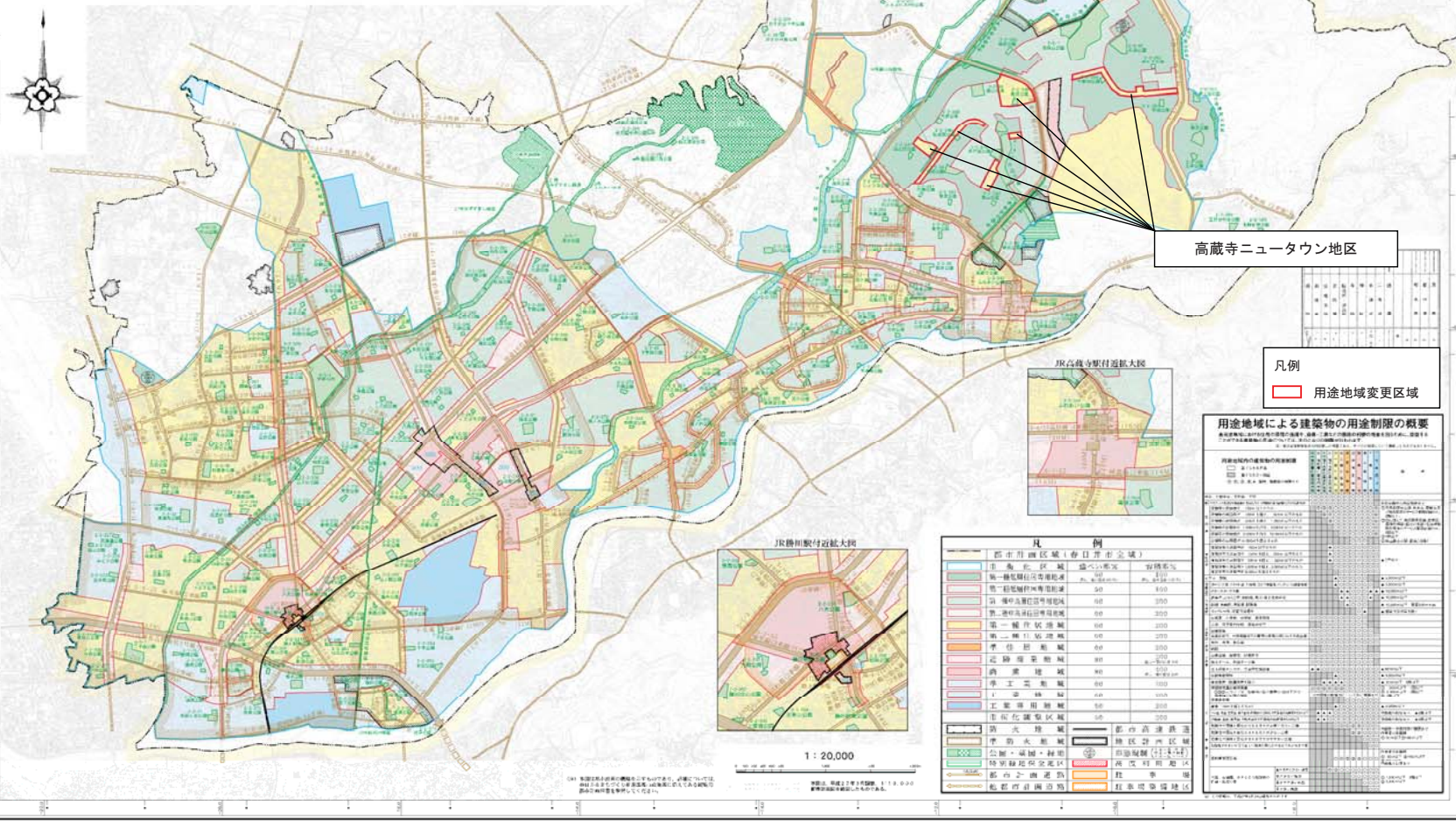
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画用途地域の変更について」

総括図

用途地域区分	告示番号	施行期日
(住居系)第一種住居地域	春日井市告示第30号	平成25年12月24日
(住居系)第二種住居地域	春日井市告示第31号	平成25年12月24日
(住居系)第三種住居地域	春日井市告示第32号	平成25年12月24日
(住居系)第四種住居地域	春日井市告示第33号	平成25年12月24日
(住居系)第五種住居地域	春日井市告示第34号	平成25年12月24日
(住居系)第六種住居地域	春日井市告示第35号	平成25年12月24日
(住居系)第七種住居地域	春日井市告示第36号	平成25年12月24日
(住居系)第八種住居地域	春日井市告示第37号	平成25年12月24日
(住居系)第九種住居地域	春日井市告示第38号	平成25年12月24日
(住居系)第十種住居地域	春日井市告示第39号	平成25年12月24日
(住居系)第十一種住居地域	春日井市告示第40号	平成25年12月24日
(住居系)第十二種住居地域	春日井市告示第41号	平成25年12月24日
(住居系)第十三種住居地域	春日井市告示第42号	平成25年12月24日
(住居系)第十四種住居地域	春日井市告示第43号	平成25年12月24日
(住居系)第十五種住居地域	春日井市告示第44号	平成25年12月24日
(住居系)第十六種住居地域	春日井市告示第45号	平成25年12月24日
(住居系)第十七種住居地域	春日井市告示第46号	平成25年12月24日
(住居系)第十八種住居地域	春日井市告示第47号	平成25年12月24日
(住居系)第十九種住居地域	春日井市告示第48号	平成25年12月24日
(住居系)第二十種住居地域	春日井市告示第49号	平成25年12月24日
(住居系)第二十一種住居地域	春日井市告示第50号	平成25年12月24日



高蔵寺ニュータウン地区



凡例
 用途地域変更区域

用途地域による建築物の用途制限の概要

本図は、用途地域ごとの建築物の用途制限の概要を示しています。詳細は、各用途地域の告示を参照してください。

用途地域	建築物の種類	用途制限
第一種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第二種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第三種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第四種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第五種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第六種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第七種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第八種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第九種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十一種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十二種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十三種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十四種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十五種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十六種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十七種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十八種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第十九種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第二十種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること
第二十一種住居地域	住宅	専ら住宅に使用されること
	店舗	専ら住宅に使用されること

凡例

西春日井地区(春日井市全域)

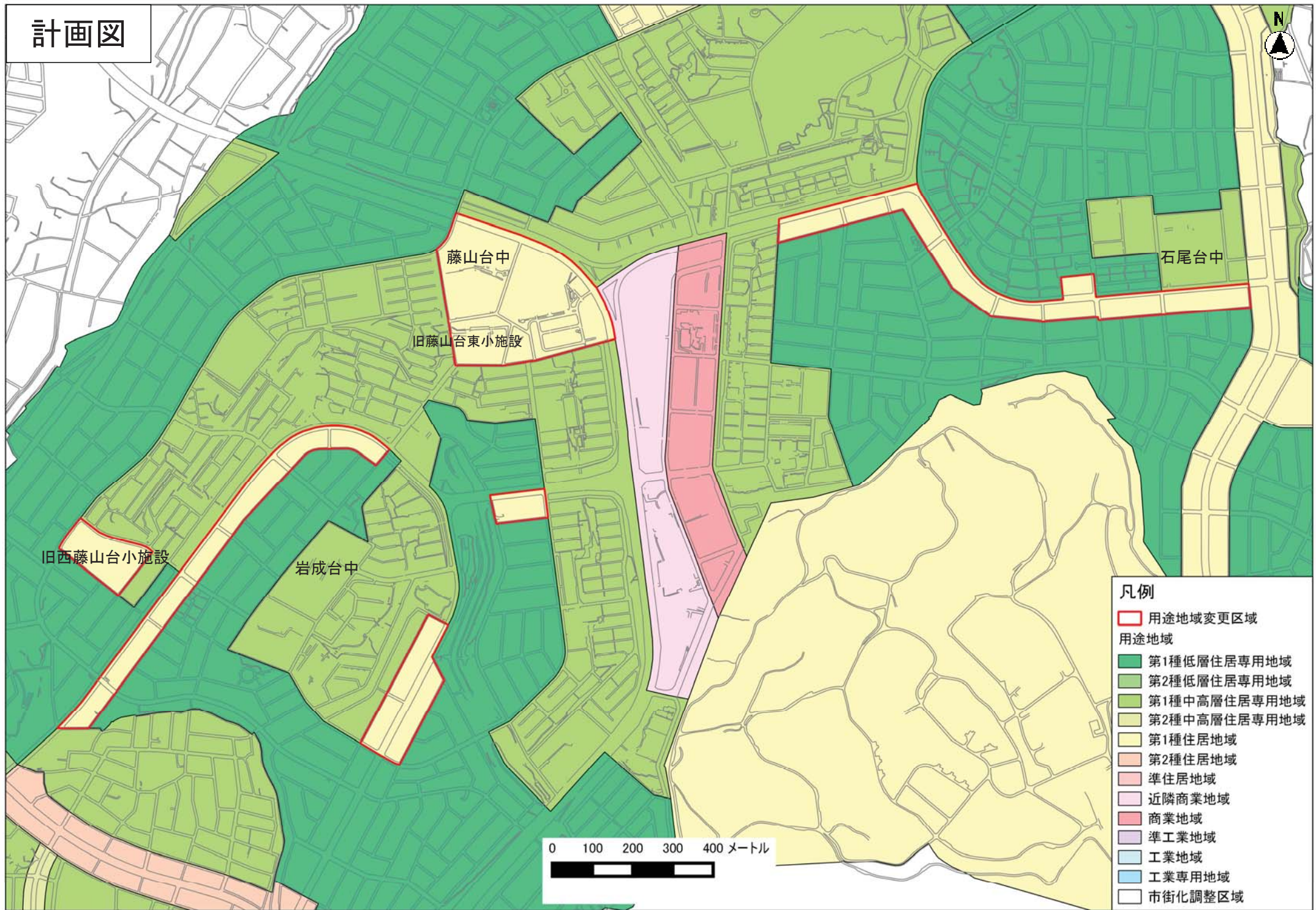
用途地域	色	容積率
第一種住居地域	薄紫	100%
第二種住居地域	薄紫	100%
第三種住居地域	薄紫	100%
第四種住居地域	薄紫	100%
第五種住居地域	薄紫	100%
第六種住居地域	薄紫	100%
第七種住居地域	薄紫	100%
第八種住居地域	薄紫	100%
第九種住居地域	薄紫	100%
第十種住居地域	薄紫	100%
第十一種住居地域	薄紫	100%
第十二種住居地域	薄紫	100%
第十三種住居地域	薄紫	100%
第十四種住居地域	薄紫	100%
第十五種住居地域	薄紫	100%
第十六種住居地域	薄紫	100%
第十七種住居地域	薄紫	100%
第十八種住居地域	薄紫	100%
第十九種住居地域	薄紫	100%
第二十種住居地域	薄紫	100%
第二十一種住居地域	薄紫	100%

1 : 20,000
 縮尺 1:20,000
 縮尺 1:20,000

理 由

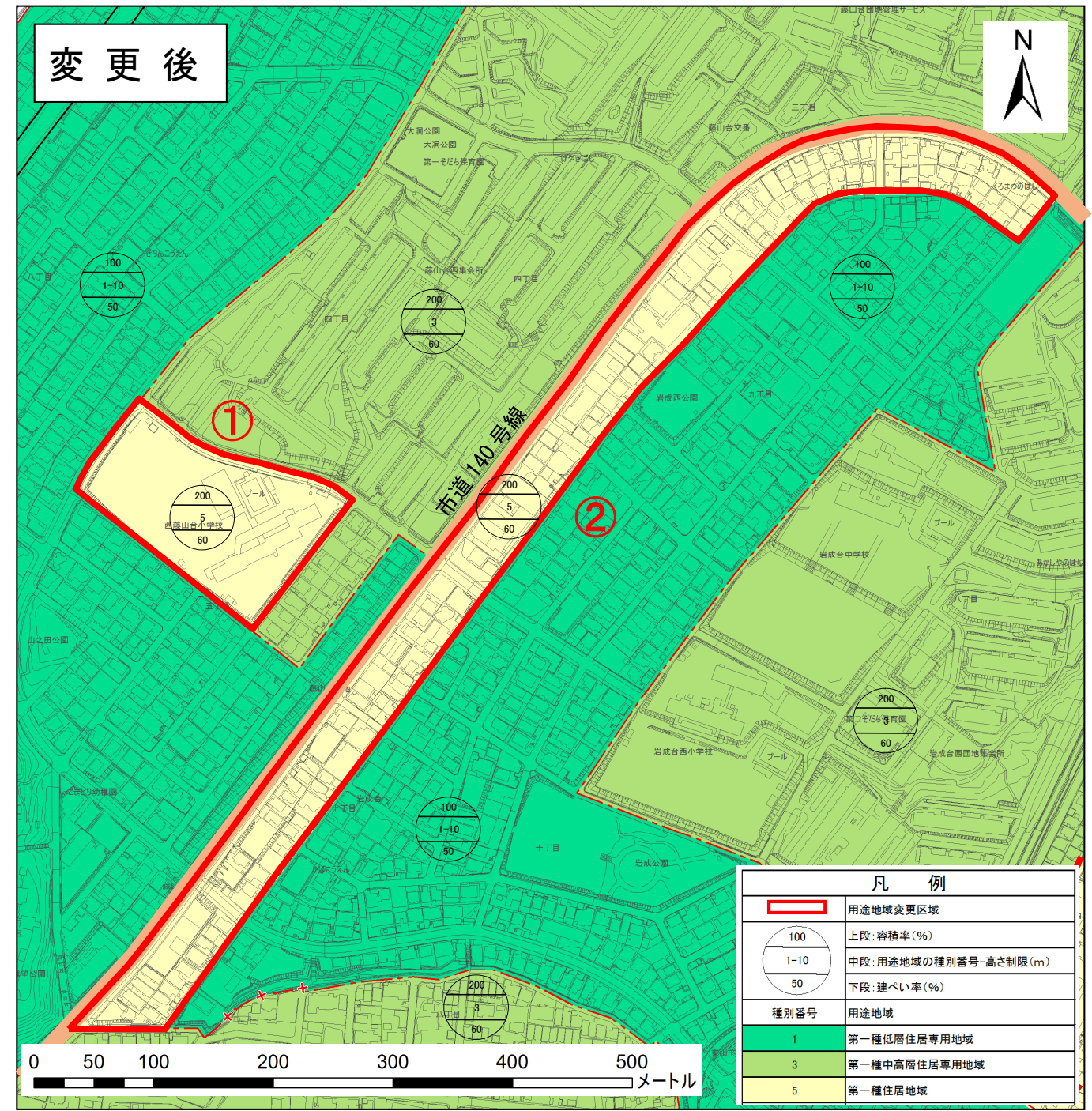
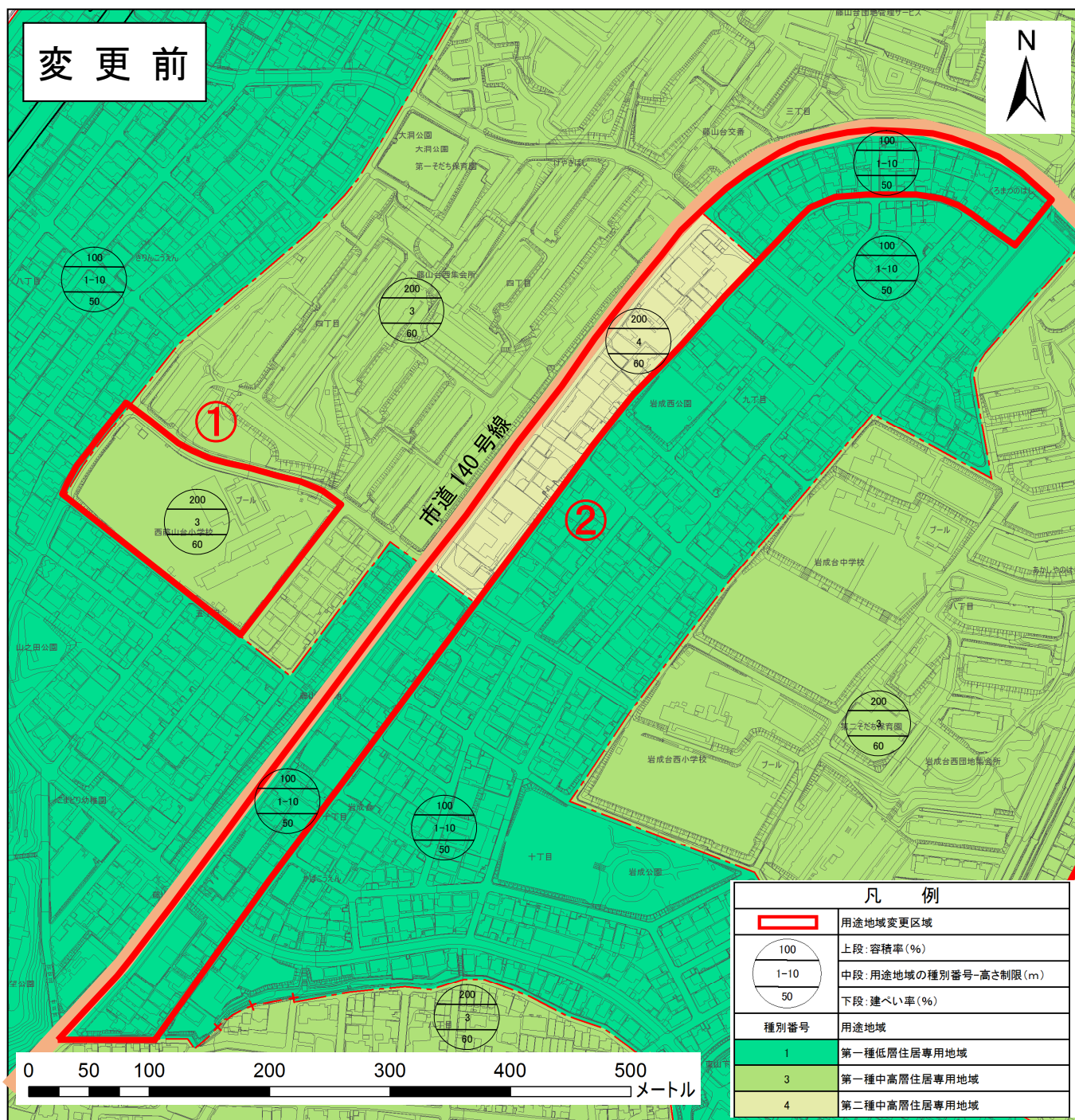
人口減少、少子高齢化等の社会状況の変化に伴い、当該地区における将来の土地利用計画、土地利用の現況、都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。

計画図



新旧用途地域対照図 1

縮尺 1/5,000
 都市計画区域名 尾張都市計画区域
 市町村名 春日井市
 地区名 高蔵寺ニュータウン地区



新旧用途地域対照図 2

縮尺 1/5,000
 都市計画区域名 尾張都市計画区域
 市町村名 春日井市
 地区名 高蔵寺ニュータウン地区

